

高速カラープリンターの賃貸借 一式

仕 様 書

平成 28 年 8 月

独立行政法人国立高等専門学校機構本部

1. 件名

高速カラープリンターの賃貸借 一式

2. 目的

本件は、独立行政法人国立高等専門学校機構本部において役員会及び各種委員会資料並びに各種冊子等の迅速な印刷・作成を可能にし、業務負担の軽減及び時間短縮を図り、経済的かつ効率的な業務遂行を目的として高速カラープリンター（以下「機械」という。）を導入しているため、今後も設置を継続するものである。

3. 賃貸借期間

平成 28 年 10 月 1 日～平成 35 年 9 月 30 日

4. 設置場所及び台数

独立行政法人国立高等専門学校機構本部棟 3 階 1 台
(東京都八王子市東浅川町 7 0 1 - 2)

5. 使用予定枚数等

別紙のとおり

6. 要求要件

6-1 性能、機能に関する要件

性能等については、以下の条件を満たす製品を提案すること。

① 種別：インクジェット式フルカラー

(解像度：300dpi × 300dpi 以上)

② 用紙サイズ： 葉書サイズから A 3 判まで対応可能なこと。

③ 両面印刷： 可能であること。

④ 既存の PC からネットワークを介した印刷が可能であること。

⑤ 環境に対する配慮： 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）第 6 条の規定に基づき国が定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 28 年 2 月）を遵守する製品であること。また、使用する消耗品も同様であること。なお、提案機器等が適合品である旨の証明書の写し、もしくは HP の URL 等の確認ができる書類を提出すること。

⑥ 給紙トレイ： 3 段以上のトレイを備え、1 度の給紙により 500 枚以上の印刷が可能であること。

⑦ コピー用紙使用に係る制限： グリーン購入法対应用紙が使用できること。

⑧ 最大占有機械寸法 (mm)： 幅 2,900*奥行 1,500 以下

⑨ 連続印刷速度： (カラー A 4 ヨコ)片面： 120 枚/分以上、両面： 60 枚/分以上

⑩ 複写時の倍率は 50～200%以上であり、61～141%以上の固定変倍機能を有すること。

⑪ フィニッシャー装置、厚紙給紙補助装置を装備すること。

フィニッシャーの機能： オフセット排紙、2 穴・4 穴パンチ、ステープル、中綴じ、紙折

機能(2つ折、Z折、内3つ折、外3つ折)

- ⑫ 印刷サポートソフト等(例えば、キャノン製(Publishing Manager))を活用して、出力数・両面・集約・フィニッシャー等の使用状況を把握し、効果的な使用方法や、経費削減に向けた業務改善提案を定期的(6ヶ月に1回程度)に行うこと。
- ⑬ 消費電力： 最大 1,500W 以下で AC100V50Hz の電源で動作すること。
- ⑭ IPアドレス等、利用者毎の使用枚数をカウントできる機能を有すること。(オプション可)

6-2 性能、機能以外に関する要件

- ① 下記の想定枚数等を基として、5年間の機器保守を行うこと。
 - ・ 想定月使用枚数： 50,000 枚(モノクロ 30%、カラー70%)
 - ・ 保守期間内の部品交換、出張技術サービスを含む。
- ② 導入時における性能を維持しつつ、円滑に使用できるように努めること。
- ③ 通常使用による故障・不具合の修理・調整の外、設定変更や使用方法の問合せにも対応すること。指定のインクおよびグリーン購入法対応用紙は、発注者が準備する。
- ④ 使用方法・不具合に対する対応等、発注者からの問合せに対する体制が受注者においてなされていること。特に、土日祝日・年末年始(12月29日から1月3日)を除く平日の午前9時から午後5時までの問合せについては受注者に確実に連絡がつく体制であること。また、発注者から連絡を受け、修理等の必要性があった場合、通常故障であれば半日以内に対応できるようにすること。なお、故障原因が判明せず長期使用不能(1週間以上)となる場合は代替機を提供すること。

7. その他

- ① 機械を請負業者の責任において9月30日までに設置すること。設置に際し、設置場所等必要な事項については職員の指示に従うこと。また、1階から3階までのユーザー(約100名分)のPCに、プリンタードライバーのインストール等の初期設定を行い、使用可能な状態にすること。また、メーカー側による出荷の都合により9月30日までに提案機種の設定ができない場合には、代替となる機器を設置すること。
- ② 機械の搬入・据付・撤去・調整費等の経費は、入札価格に含まれるものとする。
- ③ 機械導入時に、操作説明会を行うこと。また、機械または設置場所に操作方法を掲示すること。
- ④ 日本語で記述された使用方法等のマニュアルを備え付けること。
- ⑤ 入札に要する資料作成等にかかる経費は、応札参加業者の負担とする。